

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の改定」  
及び「第8回線引き全市見直し」に関する  
都市計画市素案(案)等に対する意見の要旨と市の考え方

令和6年7月

本市では、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の改定」及び「第8回線引き全市見直し」に関する都市計画市素案(案)等についての意見募集を令和6年1月31日(水)から令和6年2月29日(木)まで行い、その主な意見の要旨と市の考え方をとりまとめましたので公表します。

## 意見募集の概要

### (1) 意見書の提出期間

令和6年1月31日（水）から 令和6年2月29日（木）まで

### (2) 都市計画市素案(案)及び意見募集の周知

○記者発表（令和5年12月18日発表）

○広報よこはま全市版への掲載

○概要リーフレットの配布

建築局都市計画課、都市整備局企画課、各区役所（中区を除く）区政推進課、市民情報センター、PRボックス（行政サービスコーナー、地区センター等の公共施設、鉄道駅（合計388か所）、見直し候補地区内の各戸配布、土地所有者等への郵送

○都市計画市素案（案）等の縦覧及び閲覧

○横浜市ホームページへの掲載

○説明動画の配信

○SNS（X（旧Twitter）配信）

○都市計画市素案（案）現地説明会の開催

実施回数：6回、開催期間：令和6年1月31日から令和6年2月9日まで

会場	日程	会場	日程
① 都筑公会堂	1/31（水）	④ 泉公会堂	2/6（火）
② 青葉公会堂	2/1（木）	⑤ 磯子公会堂	2/7（水）
③ 関内ホール	2/3（土）	⑥ 保土ヶ谷公会堂※	2/9（金）
※2/5（月）開催予定が大雪のため延期開催			

### (3) 意見書の提出数 62通（106件）

(内訳)	件数
電子申請システム	35通（51件）
窓口（持参）	15通（33件）
郵送	10通（14件）
電子メール	2通（8件）

### (4) 主な意見の概要

意見の分類	件数
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の改定に関する意見	6件
第8回線引き全市見直しに関する意見	92件
都市計画市素案（案）のとおり、市街化区域への編入を希望する意見	（8件）
都市計画市素案（案）で示された区域や用途地域等の変更を希望する意見	（12件）
特定の区域について、追加して市街化区域への編入等を希望する意見	（16件）
市街化調整区域のままとすることを希望する意見	（36件）
進め方・手続に関する意見	（6件）
その他の意見	（14件）
意見募集対象以外の意見	8件
合計	106件

## 意見の要旨と市の考え方

### 1 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等に関する意見【6件】

意見の要旨	市の考え方
<p>整開保の2頁「1（4）ウ 自然的な環境を生かした魅力の向上」について、魅力の向上に関する具体的な記載が必要だと思う。</p> <p>鶴見川流域などでは、非常時の治水機能や平時の川沿いの魅力を生かした利用を期待している。</p>	<p>ご意見を踏まえ、該当箇所について、次のとおり修正しました。</p> <p>「緑の10大拠点を中心としたまとまりのある緑地・農地や海・河川等の横浜らしい豊かな水・緑環境の保全・活用を進め、魅力の向上を図る。」</p> <p>また、治水機能の向上や人と自然に優しい河川づくりの推進、自然的環境の保全・創出による魅力の向上等に関する具体的な取組については、整開保の12頁から16頁に記載しています。</p>
<p>整開保の4頁「2（2）②ア人口の規模」について、令和22年の都市計画区域内人口をおおむね3,524千人とした理由は何か。</p> <p>人口を呼び込んでいくということであれば、将来人口推計の中位推計を上回る前提が必要である。</p>	<p>今回の改定にあたっては、基準年次を平成27年（2015年）としており、将来人口推計値は、基準年次の国勢調査結果を踏まえて算出した数値（中位推計）を記載しています。</p> <p>整開保では、都市計画の目標として、人口減少期においても持続的な都市の成長・発展を図ることを掲げており、その実現に向けて、人や企業から選ばれる魅力ある都市づくりに引き続き取り組んでいきます。</p>
<p>都市再開発の方針の規制誘導地区（内陸部工業地区）に、港北インターチェンジ周辺を追加してほしい。</p> <p>現行の都市再開発の方針において、当該地は、2号再開発促進地区に位置付けられ、物流施設の立地が進んでいる。</p> <p>引き続き、土地利用の誘導や更新を期待している。</p>	<p>港北インターチェンジ周辺については、その地区にふさわしい物流施設や商業施設等の整備を図るため、平成30年3月に改定した都市再開発の方針において、2号再開発促進地区として新たに位置付け、まちづくりを進めてきました。</p> <p>その結果、都市計画道路の整備や物流施設の立地等が進み、令和5年7月に土地区画整理事業が完了したことから、今回の改定で2号再開発促進地区等を削除します。</p> <p>引き続き、高速道路インターチェンジ周辺など、交通利便性の高い地区においては、その地域特性に応じた土地利用の誘導を図っていきます。</p>

<p>良好な住宅市街地の開発整備や大規模団地・マンションの再生を図るためには、人口減少を前提とした取組が必要であり、市街地の整備や市街化区域の拡大をする前に、空家等の問題解決に集中して取り組むべき。</p> <p>また、少子高齢化による社会保障費の減少への対応も必要である。</p> <p>移住や定住を促進する選ばれる街になるためには、地区ごとの特性やニーズに合わせて、空家等のリノベーションを行い、多様性のある魅力的な街づくりを進めるべき。</p>	<p>住宅市街地の開発整備の方針では、生産年齢人口の減少や少子高齢化が進展する中、今後も横浜市が人々を惹きつけ、持続的に発展していくため、横浜らしい多様な地域特性と多彩な市民力を生かして、誰もが、住みたい、住み続けたいと思えるまち、次世代に残していきたいと思える価値ある住まいと住環境の形成を目指すことを目標としています。</p> <p>ご意見を頂いた空家等については、同方針において、空家化の予防や空家等の流通・活用促進、管理不全な空家の防止・解消等を図るため、専門家団体等とも連携しながら総合的な対策を推進するとしています。</p>
<p>人口や世帯数が減少し、空家が増加しているにも関わらず、自然を破壊、かつ国土利用計画に逆行してまで、宅地を拡大する必要はない。</p>	<p>整開保においては、人口減少期を迎え、人口構造が変化していく中で、地域の魅力や価値の向上、持続的な都市の成長・発展を目指すため、農林漁業との調和を図るとともに、鉄道駅周辺及び徒歩圏域や高速道路インターチェンジ周辺、幹線道路沿道など、都市インフラの整備効果を最大限発揮できる新たな都市づくりを進めるとしています。</p> <p>また、まとまりのある緑地・農地、海・河川等の横浜らしい豊かな水・緑環境の保全・活用を進め、魅力の向上を図るとしています。</p>
<p>法令等に則って建てられた高層建築物は、大規模地震でも倒壊・崩壊しないと言われているが、あくまでも「命を守るための最低限の基準」であり、建物が全く損傷しないことを保証するものではない。</p> <p>大規模地震によりライフラインやエレベーターなどに重大な損傷が発生すれば、住民への影響が長期間にわたると予想されるため、支援策が充実しているか検証が必要である。</p> <p>また、大規模地震で火災が発生した場合、一般的な建物に比べて、消火・救急活動は困難を極めることとなるため、対応策が充実しているか検証が必要である。</p>	<p>高層建築物の防災対策については、整開保の8頁「3(1)⑤都市防災に関する土地利用の方針」において、防災・減災の取組や災害時の都市機能の確保に向けた取組、災害リスクの低減に向けた土地利用の誘導と安全な市街地の形成など、強靱な都市づくりを進めるとともに、自助・共助の取組との連携をはじめとした事前の備えを着実に推進するとしています。</p>

## 2 線引き全市見直しに関する意見【86件】

[参考] 線引き見直しにおける基本的基準の概要（抜粋）

「市街化区域への編入を行う必要のある区域」として市街化区域へ編入する区域は、既に市街化区域と同様の水準で開発・整備されており、周囲の土地利用が担保されるなど、後背地の市街化を促進する恐れがなく、既に市街地を形成している区域等については、令和2年国勢調査に基づく人口集中地区内を基本としつつ、地域の実情を踏まえたきめ細かな見直しを行うこととし、次のとおり、地区の選定基準を設け地区の抽出を行っています。

■地区の主な選定基準■

- ・区域面積が0.5ヘクタール以上の地区であること
- ・宅地や駐車場、道路等に利用されている土地が9割以上であること
- ・農地、樹林地等が1割未満であること

### (1) 都市計画市素案（案）のとおり、市街化区域への編入を希望する意見（8件）

意見の要旨	市の考え方
都市計画市素案（案）に示された特定の編入候補地区について、市街化区域への編入について強く賛成する。 （都筑区川和町）	都市計画市素案においても市街化区域へ編入する地区としました。
都市計画市素案（案）に示された特定の編入候補地区について、市街化区域への編入を強く希望する。 （都筑区川向町）	
都市計画市素案（案）に示された特定の編入候補地区について、市街化区域への編入について賛成、速やかに進めるべき。 （都筑区川向町）	
都市計画市素案（案）に示された特定の編入候補地区について、市街化区域への編入を希望する。 （旭区今宿西町）	
都市計画市素案（案）に示された特定の編入候補地区について、市街化区域への編入を希望する。 （旭区南本宿町）	
都市計画市素案（案）に示された特定の編入候補地区について、市街化区域への編入は納得できる。 （泉区上飯田町）	
都市計画市素案（案）に示された特定の編入候補地区について、市街化区域への編入には異存はない。 （都筑区東山田町）【2件】	

(2) 都市計画市素案（案）で示された区域や用途地域等の変更を希望する意見（12件）

意見の要旨	市の考え方
<p>都市計画市素案（案）に示された編入候補地区に隣接する特定の区域については、太陽光発電用地として利用している。過去の建築確認や地目変更の経緯等を踏まえ、市街化区域への編入を希望する。</p> <p>（緑区西八朔町）</p>	<p>土地利用状況等を精査し、一定の都市的土地利用が確認できたことから、線引き見直しにおける基本的基準にある「既に市街化区域と同様の水準と認められる区域」と認められるため、都市計画市素案（案）を変更し、都市計画市素案において市街化区域へ編入することとしました。</p>
<p>都市計画市素案（案）に示された特定の編入候補地区の用途地域について、駅も近く、接道状況やこの地区の未来を検討するうえでも、店舗、事務所、倉庫等が建築できる用途地域への見直しを希望する。</p> <p>（都筑区中川七丁目）</p>	<p>用途地域は、土地利用状況や周辺の用途地域等を踏まえて指定しており、都市計画市素案（案）では、住環境を保全するため第1種低層住居専用地域を指定しました。</p> <p>土地利用状況等を精査しましたが、周辺の道路等の基盤や土地利用などを踏まえて、都市計画市素案（案）から用途地域を変更する必要はないと判断しました。</p>
<p>都市計画市素案（案）に示された特定の編入候補地区の用途地域について、道路からの距離により準工業地域及び第一種低層住居専用地域になっているが、全域を準工業地域に変更してほしい。</p> <p>（泉区上飯田町）</p>	<p>用途地域は、土地利用状況や周辺の用途地域等を踏まえて指定しており、都市計画市素案（案）では、幹線道路から50mの範囲に準工業地域を指定し、後背地は住環境を保全するため第1種低層住居専用地域を指定しました。</p> <p>土地利用状況等を精査しましたが、周辺の道路等の基盤や土地利用などを踏まえて、都市計画市素案（案）から用途地域を変更する必要はないと判断しました。</p>
<p>都市計画市素案（案）に示された特定の編入候補地区の用途地域について、隣接する用途地域や周辺環境から用途地域を変更してほしい。</p> <p>（都筑区川向町）</p>	<p>用途地域は、土地利用状況や周辺の用途地域、地区計画等を踏まえて指定しており、都市計画市素案（案）では、住環境を保全するため第1種低層住居専用地域を指定しました。</p> <p>土地利用状況等を精査しましたが、周辺の道路等の基盤や土地利用などを踏まえて、都市計画市素案（案）から用途地域を変更する必要はないと判断しました。</p>
<p>都市計画市素案（案）に示された特定の編入候補地区の用途地域について、土地利用状況及び将来の動向を踏まえ、用途地域の変更を希望する。</p> <p>（港北区新羽町、新吉田町）</p>	<p>用途地域は、周辺の土地利用状況や用途地域等を踏まえて指定しており、都市計画市素案（案）では、第1種住居地域を指定しました。</p> <p>土地利用状況等を精査した結果、周辺の道路等の基盤や土地利用などを踏まえて、都市計画市素案（案）から用途地域を変更する必要はないと判断しました。</p>

<p>都市計画市素案(案)に示された特定の編入候補地区について、地形の高低差による日照や住環境の悪化の懸念から、区域及び高度地区の変更を希望する。</p> <p>(戸塚区品濃町)</p>	<p>土地利用状況等を精査しましたが、周辺の道路等の基盤や土地利用などを踏まえて、都市計画市素案(案)から区域及び高度地区を変更する必要はないと判断しました。</p>
<p>都市計画市素案(案)に示された編入候補地区に隣接する特定の区域について、区域を変更し、あわせて市街化区域への編入を希望する。</p> <p>(泉区上飯田町)</p>	<p>都市計画法において、既に市街地を形成している区域等については、市街化区域とするものと定められています。</p> <p>周辺を含めた一体の土地の土地利用状況等を精査しましたが、当該区域は都市的土地利用が9割以上であると確認できず、線引き見直しにおける基本的基準にある「既に市街化区域と同様の水準と認められる区域」とはいえないため、都市計画市素案(案)から区域を変更する必要はないと判断しました。</p>
<p>都市計画市素案(案)に示された編入候補地区に隣接する特定の区域について、土砂災害特別警戒区域に指定されているが、編入候補地の住宅開発する際に同時に開発を行うために、あわせて市街化区域への編入を希望する。</p> <p>(神奈川区三枚町)</p>	<p>土地利用状況等を精査しましたが、当該区域は都市的土地利用がなされておらず、線引き見直しにおける基本的基準にある「既に市街化区域と同様の水準と認められる区域」とはいえないため、都市計画市素案(案)から区域を変更する必要はないと判断しました。</p>
<p>都市計画市素案(案)に示された編入候補地区に隣接する特定の区域について、市街化区域への編入を希望する。</p> <p>(旭区今宿西町)</p>	<p>周辺を含めた一体の区域の土地利用状況等を精査しましたが、線引き見直しにおける基本的基準にある「既に市街化区域と同様の水準と認められる区域」とはいえないため、都市計画市素案においても市街化調整区域のままとしました。</p>
<p>都市計画市素案(案)に示された編入候補地区に隣接する特定の区域について、同じ町内会であるのにも関わらず編入候補地から外れているので、あわせて市街化区域への編入を希望する。</p> <p>(泉区和泉町)【2件】</p>	<p>今後の周辺状況等を踏まえ、次回以降検討します。</p>
<p>都市計画市素案(案)に示された特定の編入候補地区について、将来の道路整備を見据え、区域の一部変更を希望する。</p> <p>(栄区公田町)</p>	<p>今回の見直し候補地区は、最新の都市計画基礎調査の結果等を踏まえ、線引き見直しの基準に基づき、都市的な土地利用状況を確認して選定しました。</p> <p>土地利用状況等を精査しましたが、周辺の道路等の基盤や土地利用などを踏まえて、都市計画市素案(案)から区域を変更する必要はないと判断しました。</p>
	<p>今後の周辺状況等を踏まえ、次回以降検討します。</p>

(3) 特定の区域について、追加して市街化区域への編入等を希望する意見（16件）

意見の要旨	市の考え方
<p>市街化区域に隣接する特定の区域について、現在、都市的土地利用を行っているため、市街化区域への編入を希望する。 （青葉区鉄町）【3件】</p>	<p>土地利用状況等を精査し、一定の都市的土地利用が確認できたことから、周辺を含めた一体の区域において、線引き見直しにおける基本的基準にある「既に市街化区域と同様の水準と認められる区域」と認められるため、都市計画市素案（案）を変更し、都市計画市素案において市街化区域へ編入する地区としました。</p>
<p>特定の区域について、市街化区域への編入を行う必要のある区域であると判断されるため、市街化区域への編入を希望する。 （泉区中田町）【2件】</p>	<p>土地利用状況等を精査し、一定の都市的土地利用が確認できたことから、周辺を含めた一体の区域において、線引き見直しにおける基本的基準にある「既に市街化区域と同様の水準と認められる区域」と認められるため、都市計画市素案（案）を変更し、都市計画市素案において市街化区域へ編入する地区としました。</p>
<p>特定の区域について、市街化区域への編入を行う必要のある区域であると判断されるため、市街化区域への編入を希望する。 （泉区西が岡一丁目）【2件】</p>	
<p>特定の区域について、道路整備も考えており、駐車場と資材置き場として使用予定なので、市街化区域への編入を希望する。 （青葉区奈良町）</p>	<p>土地利用状況等を精査し、一定の都市的土地利用が確認できたことから、周辺を含めた一体の区域において、線引き見直しにおける基本的基準にある「事務的変更を行うことができる区域」と認められるため、都市計画市素案（案）を変更し、都市計画市素案において市街化区域へ編入する地区としました。</p>
<p>特定の区域について、周辺の市街化が進んでいること等の理由から、市街化区域への編入を希望する。 （青葉区奈良町）</p>	
<p>特定の区域について、昭和38年に宅地開発が始まり、昭和44年に住宅団地として完成している。宅地開発の経緯を踏まえ、市街化区域への編入を希望する。 （磯子区栗木三丁目）</p>	<p>土地利用状況等を精査し、線引き見直しにおける基本的基準にある「事務的変更を行うことができる区域」と認められるため、都市計画市素案（案）を変更し、都市計画市素案において市街化区域へ編入する地区としました。</p>
<p>一筆の中に市街化区域と市街化調整区域が混在しているため、どちらかに統一してほしい。 （緑区鴨居七丁目）</p>	<p>主要な道路等に面しており、市街化区域及び市街化調整区域の境界の変更により、区域形状が整形となる場合は、見直しの対象としていますが、近くに道路等がない地区での市街化区域と市街化調整区域の混在解消のみの線引き見直しは行っていません。 頂いたご意見は、今後の線引き見直しの参考とさせていただきます。</p>

<p>特定の区域について、市街化区域に囲まれ、編入の基準を満たしていると考えられるので、市街化区域へ編入してほしい。</p> <p>また、都市計画市素案（案）で示された特定の変更候補地区は道路部分だが、そこだけ市街化区域に編入しても意味がないと思う。</p> <p>（泉区和泉中央北一丁目）</p>	<p>見直し候補地区の選定にあたっては、既決定の市街化区域に接していること、区域面積が0.5ha以上であることのほか、都市的土地利用が9割以上であること、農地、樹林地等が1割未満であることなどを確認しています。</p> <p>周辺を含めた一体の区域の土地利用状況等を精査しましたが、線引き見直しにおける基本的基準にある「既に市街化区域と同様の水準と認められる区域」とはいえないため、都市計画市素案においても市街化調整区域のままとしました。</p> <p>また、ご指摘の都市計画市素案（案）で示された特定の変更候補地区は、事務的変更として市街化区域から市街化調整区域に編入する地区です。</p>
<p>特定の区域について、周辺に住居も多く建っているので、早急に市街化区域に編入してほしい。</p> <p>また、市街化調整区域にもかかわらず同区域にアパートが建築されているが、なぜ建築可能であるのか説明してほしい。</p> <p>（泉区和泉町）</p>	<p>周辺を含めた一体の区域の土地利用状況等を精査しましたが、線引き見直しにおける基本的基準にある「既に市街化区域と同様の水準と認められる区域」とはいえないため、都市計画市素案においても市街化調整区域のままとしました。</p> <p>また、市街化調整区域でも都市計画法に定める要件に該当する建築等について、市街化調整区域でも可能なものがあるほか、市長の許可を受けて行うことができるものがあります。</p>
<p>都市的土地利用をしている特定の区域について、夏の酷暑対策や近隣住民への騒音に対応する構築物の開発のため、市街化区域への編入を希望する。</p> <p>（戸塚区汲沢町）</p>	<p>周辺を含めた一体の区域の土地利用状況等を精査しましたが、線引き見直しにおける基本的基準にある「既に市街化区域と同様の水準と認められる区域」とはいえないため、都市計画市素案においても市街化調整区域のままとしました。</p>
<p>特定の区域について、道路や上下水道の整備状況や生活環境も整っている等の理由から、市街化区域への編入を希望する。</p> <p>（保土ヶ谷区新井町）</p>	
<p>市街化区域に隣接する特定の区域について、インフラも整備され、農地利用もなく、既に市街地を形成している区域に該当すると考えるので、市街化区域への編入を希望する。</p> <p>（泉区和泉中央南四丁目）</p>	

(4) 市街化調整区域のままとすることを希望する意見 (36 件)

意見の要旨	市の考え方
<p>市街化区域と一辺を接する突出した区域を市街化区域に編入すると、残り 3 辺が新たに市街化区域の縁辺部となり、次回見直し時の対象区域の増になりかねない。都筑区内に同様の地区が複数あり、次回以降の爆発的な市街化区域の増大を引き起こす。</p> <p>そこまでして市街化を進めたいのか。都市計画法第 1 条の目的、第 2 条の基本理念に反するものであり断固として許されない。</p>	<p>都市計画法において、既に市街地を形成している区域等については、市街化区域とするものと定められています。</p> <p>市街化区域の設定にあたっては、既決定の市街化区域に接している区域であることを原則としています。</p> <p>加えて、既に市街化区域と同様の水準と認められる区域について編入候補地区としています。</p>
<p>都市計画市素案(案)に示された都筑区全域の編入候補地区について、これまでの都筑区の開発の経緯等を見無視した市街化区域への編入に反対する。</p>	<p>都市計画法において、既に市街地を形成している区域等については、市街化区域とするものと定められています。</p> <p>今回の見直し候補地区は、最新の都市計画基礎調査の結果等を踏まえ、線引き見直しの基準に基づき、都市的な土地利用状況を確認して選定しました。</p> <p>土地利用状況等を改めて精査しましたが、線引き見直しにおける基本的基準にある「既に市街化区域と同様の水準と認められる区域」に該当するため、都市計画市素案においても市街化区域へ編入することとしました。</p>
<p>都市計画市素案(案)で示された編入候補地区の中には納得のいかない地区がある。 (泉区上飯田町)</p>	<p>今回の線引き見直しの編入候補地区は、市内の市街化調整区域全域で一律の基準により、線引き見直しにおける基本的基準にある「既に市街化区域と同様の水準と認められる区域」を選定しました。</p> <p>頂いたご意見は今後の線引き見直しの参考とさせていただきます。</p>
<p>都市計画市素案(案)で示された特定の編入候補地区は、都市計画の基本的な方向性を示す 4 つの方針のどれに該当し、具体的にどのような整備・開発の予定があるのか？</p> <p>当該地は、袋地のため再建築不可であり、市街化区域に編入されても土地の評価価値はないため都市計画税の課税には値しないと考える。 (青葉区元石川町)</p>	<p>当該区域は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」における区域区分の方針に基づき「既に市街化区域と同様の水準と認められる区域」として、線引き見直しの編入候補地区としています。</p> <p>都市計画税は、市街化区域内に所在する土地及び家屋を対象として、毎年 1 月 1 日現在の所有者の方に納めていただく税金で、その税額については、資産価値(価格)に応じて算出します。</p>

<p>都市計画市素案（案）で示された特定の編入候補地について、この地域には様々な意見があるので、市街化調整区域のままにしてほしい。</p> <p>（旭区川島町）</p>	<p>土地利用状況等を改めて精査しましたが、線引き見直しにおける基本的基準にある「事務的変更を行うことができる区域」に該当するため、都市計画市素案においても市街化区域へ編入することとしました。</p>
<p>都市計画市素案（案）に示された特定の編入候補地区について、災害時の避難場所や救助拠点として活用するため、市街化調整区域を減らさないでほしい。</p> <p>（旭区川島町）</p>	
<p>都市計画市素案（案）で示された特定の編入候補地区の区域について、同一の土地利用の街区の一部区域のみであることから、対象外とすることを希望する。</p> <p>（港北区新羽町、新吉田町）</p>	<p>都市計画法において、既に市街地を形成している区域等については、市街化区域とするものと定められています。</p> <p>今回の見直し候補地区は、最新の都市計画基礎調査の結果等を踏まえ、線引き見直しの基準に基づき、都市的な土地利用状況を確認して選定しました。</p> <p>土地利用状況等を改めて精査しましたが、線引き見直しにおける基本的基準にある「既に市街化区域と同様の水準と認められる区域」に該当するため、都市計画市素案（案）から区域を変更する必要はないと判断しました。</p>
<p>都市計画市素案（案）で示された特定の編入候補地区について、生活環境は1960年代から変わっておらず、生活環境の悪化や土地評価の下落の懸念等から、全く同意できない。</p> <p>（旭区中沢一丁目）</p>	<p>今回の見直し候補地区は、最新の都市計画基礎調査の結果等を踏まえ、線引き見直しの基準に基づき、都市的な土地利用状況を確認して選定しました。</p> <p>土地利用状況等を改めて精査しましたが、線引き見直しにおける基本的基準にある「既に市街化区域と同様の水準と認められる区域」に該当するため、都市計画市素案においても市街化区域へ編入することとしました。</p>
<p>都市計画市素案（案）に示された特定の編入候補地区について、合理的な説明及び理由が不明確であるため、候補地区からの除外を強く希望する。</p> <p>（泉区和泉町）</p>	<p>都市計画法において、既に市街地を形成している区域等については、市街化区域とするものと定められています。</p> <p>土地利用状況等を改めて精査しましたが、線引き見直しにおける基本的基準にある「既に市街化区域と同様の水準と認められる区域」に該当するため、都市計画市素案においても市街化区域へ編入することとしました。</p>
<p>都市計画市素案（案）に示された特定の編入候補地区について、半分か駐車場であるため、市街化区域への編入をする必要がある区域に該当しないと考える。</p> <p>（都筑区中川八丁目）</p>	

<p>都市計画市素案（案）に示された特定の編入候補地区について、付近の田は農業振興地域であり、米農家を守るためにも市街化区域への編入に反対する。</p> <p>（泉区上飯田町）</p>	
<p>都市計画市素案（案）で示された福祉施設を含む特定の編入候補地区について、基準の合致や開発の余地、税負担増加による当該施設への影響等の理由から、市街化調整区域のままとすることを希望する。</p>	
<p>都市計画市素案（案）に示された福祉施設を含む特定の編入候補地区について、土地活用の余地、税負担の増加による当該施設運営への影響等の理由から、市街化区域への編入は不適切である。</p>	
<p>都市計画市素案（案）に示された特定の編入候補地区について、違反建築物の存在を承知しながら市街化区域に編入するという怠慢かつ許されない行為であり、見直しを中止すべき。</p> <p>（都筑区牛久保町）</p>	<p>都市計画法において、既に市街地を形成している区域等については、市街化区域とするものと定められています。</p> <p>また、今回の線引き見直しにおいて、区域内の違反建築物の存在だけを理由に編入候補地区から外すことはしていません。</p>
<p>都市計画市素案（案）に示された特定の編入候補地区について、違反建築物の存在を承知しながら市街化区域に編入するという怠慢かつ許されない行為であり、見直しを中止すべき。</p> <p>（都筑区荏田東町）</p>	<p>土地利用状況等を改めて精査しましたが、線引き見直しにおける基本的基準にある「既に市街化区域と同様の水準と認められる区域」に該当するため、都市計画市素案においても市街化区域へ編入することとしました。</p>
<p>都市計画市素案（案）に示された特定の編入候補地区について、違反建築物の存在を承知しながら市街化区域に編入するという怠慢かつ許されない行為であり、見直しを中止すべき。</p> <p>（都筑区中川七丁目、中川八丁目）</p>	<p>なお、適切に建築されていない建築物については、敷地の線引き（区域区分）に関わらず、適切な状態になるよう指導していきます。</p>
<p>都市計画市素案（案）に示された特定の編入候補地区について、違反建築物の存在を承知しながら市街化区域に編入するという怠慢かつ許されない行為であり、見直しを中止すべき。</p> <p>（都筑区大柵町）</p>	
<p>都市計画市素案（案）に示された特定の編入候補地区について、「後背地は樹林農地である事を確認し、後背地の市街化を促進する恐れがないので見直し区域に編入した。」と説明会で説明していたが、前提条件かつ見直しの根拠が誤りであるため、見直しを撤廃すべき。</p> <p>（都筑区大柵町、茅ヶ崎町）</p>	<p>説明会での質疑は、編入候補地区の区域設定の考え方について説明したものです。</p> <p>編入候補地区の区域は道路等の地形地物で囲まれた街区単位を優先とし、街区単位ではない場合も後背地が山林・農地等で現況以上に市街化する恐れがなく明確に区域設定ができる場合も編入候補地区の区域としています。</p>

<p>都市計画市素案(案)に示された特定の編入候補地区について、「後背地は樹林農地である事を確認し、後背地の市街化を促進する恐れがないので見直し区域に編入した。」と説明会で説明していたが、前提条件かつ見直しの根拠が誤りであるため、見直しを撤廃すべき。</p> <p>(都筑区茅ヶ崎東五丁目)</p>	<p>そのため、特定の地区について説明したものではありません。</p> <p>なお、当該地区は道路等の地形地物で囲まれた街区を区域としています。</p>
<p>都市計画市素案(案)に示された特定の編入候補地区について、「後背地は樹林農地である事を確認し、後背地の市街化を促進する恐れがないので見直し区域に編入した。」と説明会で説明していたが、前提条件かつ見直しの根拠が誤りであるため、見直しを撤廃すべき。</p> <p>(都筑区南山田町)</p>	<p>説明会での質疑は、編入候補地区の区域設定の考え方について説明したものです。</p> <p>編入候補地区の区域は道路等の地形地物で囲まれた街区単位を優先とし、街区単位ではない場合も後背地が山林・農地等で現況以上に市街化する恐れがなく明確に区域設定ができる場合も編入候補地区の区域としています。</p> <p>そのため、特定の地区について説明したものではありません。</p>
<p>都市計画市素案(案)に示された特定の編入候補地区について、違反建築物を含む誤った確認により開発・整備が進められたからとして、浸水想定区域を市街化区域に編入して市街化の促進をする等はもってのほかであるため、見直しを撤廃すべき。</p> <p>(都筑区荏田東町)</p>	<p>都市計画法において、既に市街地を形成している区域等については、市街化区域とするものと定められています。</p> <p>編入候補地区は「既に市街化区域と同様の水準と認められる区域」を選定しています。選定にあたっては、宅地や駐車場等の都市的土地利用が9割以上であること等を確認しており、新たな市街化を図るものではありません。</p>
<p>都市計画市素案(案)に示された特定の編入候補地区について、違反建築物を含む誤った確認により開発・整備が進められたからとして、浸水想定区域を市街化区域に編入して市街化の促進をする等はもってのほかであるため、見直しを撤廃すべき。</p> <p>(都筑区中川七丁目、中川八丁目)</p>	<p>また、今回の線引き見直しにおいて、区域内の違反建築物の存在や浸水想定区域だけを理由に編入候補地区から外すことはしていません。</p> <p>土地利用状況等を改めて精査しましたが、線引き見直しにおける基本的基準にある「既に市街化区域と同様の水準と認められる区域」に該当するため、都市計画市素案においても市街化区域へ編入することとしました。</p>
<p>都市計画市素案(案)に示された特定の編入候補地区について、違反建築物を含む誤った確認により開発・整備が進められたからとして、浸水想定区域を市街化区域に編入して市街化の促進をする等はもってのほかであるため、見直しを撤廃すべき。</p> <p>(都筑区大柵町)</p>	<p>なお、適切に建築されていない建築物については、敷地の線引き(区域区分)に関わらず、適切な状態になるよう指導していきます。</p> <p>また、浸水被害対策については、線引き(区域区分)に関わらず、ハードとソフトの両面から総合的な対応を進めています。</p>
<p>都市計画市素案(案)に示された特定の編入候補地区について、違反建築物を含む誤った確認により開発・整備が進められたからとして、浸水想定区域を市街化区域に編入して市街化の促進をする等はもってのほかであるため、見直しを撤廃すべき。</p> <p>(都筑区茅ヶ崎東五丁目)</p>	

<p>都市計画市素案(案)に示された鶴見川左岸の川和宿から北に位置する編入候補地区について、水害リスクが高いため、市街化地域への編入に絶対に反対。</p> <p>(都筑区川和町)</p>	<p>都市計画法において、既に市街地を形成している区域等については、市街化区域とするものと定められています。</p> <p>また、今回の線引き見直しにおいて、区域内の水害リスクだけを理由に編入候補地区から外すことはしていません。</p> <p>土地利用状況等を改めて精査しましたが、線引き見直しにおける基本的基準にある「既に市街化区域と同様の水準と認められる区域」に該当するため、都市計画市素案においても市街化区域へ編入することとしました。</p> <p>なお、浸水被害対策については、線引き(区域区分)に関わらず、ハードとソフトの両面から総合的な対応を進めています。</p>
<p>都市計画市素案(案)に示された鶴見川左岸の川和宿として栄えた集落の編入候補地区について、違反建築物を是正した後、市街化区域に編入すべき。</p> <p>(都筑区川和町)</p>	<p>都市計画法において、既に市街地を形成している区域等については、市街化区域とするものと定められています。</p> <p>また、今回の線引き見直しにおいて、区域内の違反建築物の存在だけを理由に編入候補地区から外すことはしていません。</p>
<p>都市計画市素案(案)に示された既に新しい戸建て住宅が建ち並ぶ編入候補地区について、市街化区域に編入することを認めるが、違反建築物の是正が条件。</p> <p>(都筑区川和町)</p>	<p>土地利用状況等を改めて精査しましたが、線引き見直しにおける基本的基準にある「既に市街化区域と同様の水準と認められる区域」に該当するため、都市計画市素案においても市街化区域へ編入することとしました。</p>
<p>都市計画市素案(案)に示された特定の編入候補地区について、狭い区域に違反建築物が5か所ある。是正指導の後に市街化区域に編入すべき。</p> <p>(都筑区牛久保東三丁目)</p>	<p>なお、適切に建築されていない建築物については、敷地の線引き(区域区分)に関わらず、適切な状態になるよう指導していきます。</p>
<p>都市計画市素案(案)に示された特定の編入候補地区について、区域内に違反建築物が8か所ある。このように違反建築物が所在し、すでに開発されているからと、市街化区域に編入することは断じてあってはならない。</p> <p>(都筑区東山田町)</p>	
<p>都市計画市素案(案)に示された特定の編入候補地区について、狭い区域に違反建築物が2か所あり、水害リスクがある区域のため、市街化区域への編入に反対する。</p> <p>(都筑区荏田東町)</p> <p>※意見書では荏田南町</p>	<p>都市計画法において、既に市街地を形成している区域等については、市街化区域とするものと定められています。</p> <p>また、今回の線引き見直しにおいて、区域内の違反建築物の存在や水害リスクだけを理由に編入候補地区から外すことはしていません。</p>

<p>都市計画市素案(案)に示された特定の編入候補地区について、狭い区域に違反建築物が3か所あり、水害リスクが高い区域のため、市街化区域への編入に反対する。</p> <p>(都筑区中川八丁目)</p>	<p>土地利用状況等を改めて精査しましたが、線引き見直しにおける基本的基準にある「既に市街化区域と同様の水準と認められる区域」に該当するため、都市計画市素案においても市街化区域へ編入することとしました。</p>
<p>都市計画市素案(案)に示された特定の編入候補地区について、狭い区域に違反建築物が10棟あり、水害リスクが高い区域をなぜ市街化区域に編入するのか？</p> <p>(都筑区大柵町、茅ヶ崎町)</p>	<p>なお、適切に建築されていない建築物については、敷地の線引き(区域区分)に関わらず、適切な状態になるよう指導していきます。</p> <p>また、浸水被害対策については、線引き(区域区分)に関わらず、ハードとソフトの両面から総合的な対応を進めています。</p>
<p>都市計画市素案(案)に示された特定の編入候補地区について、狭い区域に違反建築物が11か所あり、水害リスクが高い区域のため、市街化区域への編入に強く反対する。</p> <p>(都筑区大柵町、茅ヶ崎町)</p>	
<p>都市計画市素案(案)に示された特定の編入候補地区について、何度も水害に見舞われた後背湿地であり、違反建築物が3棟ある</p> <p>(都筑区茅ヶ崎東五丁目)</p>	
<p>都市計画市素案(案)に示された特定の編入候補地区について、区域内にある約30棟の建築物のうち半数に近い14棟の違反建築物がある。急な坂道に囲まれ、崖もあるため、市街化区域に編入するのは適切ではない。編入候補地区とした理由を説明してほしい。</p> <p>(都筑区勝田町)</p>	<p>都市計画法において、既に市街地を形成している区域等については、市街化区域とするものと定められています。</p> <p>また、今回の線引き見直しにおいて、区域内の違反建築物の存在や地形だけを理由に編入候補地区から外すことはしていません。</p>
<p>都市計画市素案(案)に示された特定の編入候補地区について、狭い区域に約30棟の建築物が建っており、その半数に近い14棟が違反建築物。急な坂道に囲まれ、崖もあるため、市街化区域に編入するのは適切ではない。なぜ編入するのか理解できない。</p> <p>(都筑区勝田町)</p>	<p>土地利用状況等を改めて精査しましたが、線引き見直しにおける基本的基準にある「既に市街化区域と同様の水準と認められる区域」に該当するため、都市計画市素案においても市街化区域へ編入することとしました。</p> <p>なお、適切に建築されていない建築物については、敷地の線引き(区域区分)に関わらず、適切な状態になるよう指導していきます。</p>

(5) 進め方・手続に関する意見（6件）

意見の要旨	市の考え方
都市計画変更はいつか？	令和7年度の都市計画変更を目指しています。
編入候補地区から外されることもあるのか？	意見募集でいただいた意見を踏まえ、改めて線引き見直しの基本的基準に照らして土地利用状況の変化の再調査や、基準適合を再確認した上で、市素案を作成しました。
市街化抑制を基本とし、市街化調整区域から市街化区域に編入する際の「地域の合意形成」は、地権者の意向のみならず広く周辺住民・市民の合意形成を必須とする規定に改めること。	市街化調整区域から市街化区域に編入する都市計画変更にあたっては、地権者等利害関係者だけではなく、周辺住民への事業説明を行い、素案を作成しています。また、都市計画法に基づき素案の説明会や公聴会を行い、広く住民意見を聴きながら、都市計画案を作成し、都市計画審議会の議を経て決定しています。
都市計画課の担当者は、現地調査をしたのか？ したのなら何回か？ また、昭和30年代40年代の詳しい地形図を見て、当時の地形や土地利用などを調べたのか？	現状の地形や土地利用状況を把握するため、全ての編入候補地区について一回以上の現場調査を実施しています。 なお、今回の見直し候補地区は、最新の都市計画基礎調査の結果等を踏まえ、線引き見直しの基準に基づき、都市的な土地利用状況を確認して選定しました。
説明会の説明が理解できない。説明を受ける側が理解できる個別の説明及び疑問に答える場を用意してほしい。	今回、都市計画法に基づく都市計画手続を行う前に本市が作成した都市計画市素案の案について市民の皆様のご意見を伺うため、市内6箇所での説明会や説明動画の配信を行いました。説明会での全体説明は、専門的な内容も含まれますが、その後の個別のご質問やご相談にも応じており、ご理解を深めていただけるよう努めています。 また、今後は、都市計画市素案について、説明会、公聴会や縦覧、意見書受付など広く市民の皆様の意見を伺う機会を設けてまいります。 頂いたご意見は、今後の線引き見直しの手続の参考とさせていただきます。
説明会での質疑応答の時間が不足気味なので、市民・区民の意見を聴く機会をつくるべき。 また、意見募集期間の一月は短い。決まりはあるのか。	今回、都市計画法に基づく都市計画手続を行う前に本市が作成した都市計画市素案の案について市民の皆様のご意見を伺うため、市内6箇所での質疑応答を含めた説明会や動画配信での説明を行い、あわせて都市計画市素案（案）の縦覧及び意見募集を実施しました。 今後は、都市計画法に基づき、説明会、公聴会や縦覧、意見書受付など広く市民の皆様の意見を

聞いた上で都市計画手続を進め、都市計画審議会に付議する予定です。

また、本意見募集は「横浜市パブリックコメント実施要綱」に基づくパブリックコメント手続の対象ではありませんが、広く市民の皆様等からご意見を求める趣旨から、同要綱で30日以上と定められた意見募集期間を準用し実施しました。

(6) その他の意見 (14 件)

意見の要旨	市の考え方
<p>建築にあたり地目の変更はするのか？</p>	<p>地目の変更については、不動産登記法の規定に基づき土地の所有者等が行うものとされています。</p>
<p>単純に住宅が密集している等の理由で、市街化編入されてしまうのは、いかがなものかと思う。 市街化区域に編入され、税金が上がるのであれば、都市ガス等の整備をしてほしい。</p>	<p>都市計画法において、既に市街地を形成している区域等については、市街化区域とするものと定められています。 なお、市街化区域の編入により新たに課税される都市計画税は、街路・公園整備事業等の都市計画施設の建設・整備などの費用に充てられます。</p>
<p>世界でも 30 by 30 推進の流れになっている中、横浜市として緑地や農地を減らしての開発は、推進と逆の印象を受ける。 都市部の中の農地や緑地は貴重な空間として残してほしい。</p>	<p>都市計画法において、既に市街地を形成している区域等については、市街化区域とするものと定められています。 今回の線引き見直しにおいても、線引き見直しにおける基本的基準にある「既に市街化区域と同様の水準と認められる区域」を編入候補地区としており、新たに市街化の促進を図るものではありません。</p>
<p>市街化区域への編入にあたり、必ず排水対策を講じてほしい。仮に市街化区域に編入され建物が建ったことにより浸水した場合には、損害の補償を検討してほしい。 また、街灯及びミラーの増設を希望する。</p>	<p>都市計画法において、既に市街地を形成している区域等については、市街化区域とするものと定められています。 編入候補地区は「既に市街化区域と同様の水準と認められる区域」を選定しています。選定にあたっては、宅地や駐車場等の都市的土地利用が9割以上であること等を確認しており、新たな市街化の促進を図るものではありません。 なお、浸水被害対策については、線引き（区域区分）に関わらず、ハードとソフトの両面から総合的な対応を進めています。</p>
<p>近隣の道路は整備されており、駅からもそれほど遠くなく、インフラ等も整備されているため、市街化区域に編入されるメリットがない。 市街化区域に編入にはデメリットしかなく、メリットがあれば教えてほしい。</p>	<p>都市計画法において、既に市街地を形成している区域等については、市街化区域とするものと定められています。 市街化区域への編入にあわせて用途地域等を指定することにより、用途の混在防止、住環境の保全等の土地利用の誘導を図ります。</p>
<p>現況が同じであるのに、市街化区域に編入される所とされない所があるのは理解しにくい。 市街化調整区域の一部ではなく、まとまりで考えるべき。</p>	<p>今回の線引き見直しの編入候補地区は、市内の市街化調整区域全域で一律の基準により、線引き見直しにおける基本的基準にある「既に市街化区域と同様の水準と認められる区域」を選定しました。頂いたご意見は今後の線引き見直しの参考とさせていただきます。</p>

<p>第8回全市線引き見直しにあたっては、気候危機対策と緑の保全・創出を、都市づくりの最優先課題に据えること。</p>	<p>線引き見直しの上位方針である「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、都市づくりの基本理念として、脱炭素など次世代により良い環境を残す取組を推進することとしています。また、線引きの基本的な考え方では、都市インフラの整備効果を最大限に活かした土地利用の促進を図りながら、身近な緑地、農地等の地域資源を保全・活用・創出することとしています。</p>
<p>上郷猿田地区を市街化調整区域に戻すこと。</p>	<p>上郷猿田地区については、都市計画提案を経て、一部区域の市街化区域への編入を含む都市計画を決定しましたが、提案者による宅地開発事業が中止されています。</p> <p>現在、提案者が中心となり土地利用の方向性を検討していると聞いており、その状況を踏まえながら、本市として適切な対応を行います。</p>
<p>旧上瀬谷通信施設地区について、貴重なみどりを守るまちづくりとする必要があるため、市街化区域に編入しないこと。</p>	<p>旧上瀬谷通信施設地区における将来の土地利用については、令和2年3月に策定した「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」において、都市と緑や農のバランスのとれた新たなまちづくりを進め、豊かな自然環境をいかした郊外部の新たな活性化拠点を形成するとしています。</p> <p>今後、土地利用計画の具体化にあわせて必要な都市計画手続を進めていくこととなります。</p>
<p>都市計画法の規定により「市街化調整区域」は「市街化を抑制すべき区域とする」とされ、法による制限等が守られていれば、当該区域が「既に市街化区域と同様の水準で開発・整備されており」などといった状況になることはありえない。これに対し市は、説明会で「整開保等の昭和45年当初、設定の際に既存宅地を多く含んで指定をしてしまったこと、市街化区域の緑辺部であったことに加えてその後、公共施設などが設けられ市街化した」との説明をした。その結果当該区域は、すでに市街化区域への編入を行う必要のある区域の基準に合致するとして、これらや駐車場などに利用されている土地が、9割以上などの区域を市街化区域へ編入することの説明をした。</p> <p>添付した昭和30年代の地形図によると、特定の区域に集落は見られない。なにを根拠に昭和45年当初、設定の際に既存宅地が多い区域としたのか。住宅が全く存在しないので市街化調整区域にしたのではないか。</p>	<p>説明会での質疑は、「建築制限がある市街化調整区域でなぜ既成市街地が存在するのか」という内容の質問に対し、一般的に想定される事例として説明したものです。</p> <p>そのため、特定の地区について説明したものではありません。</p>

<p>都市計画市素案（案）で示された特定の編入候補地区について、宅地開発が終了した時点で編入しなかった理由と家の建築に適さない傾斜地が市街化調整区域に編入される理由が知りたい。 （泉区岡津町）</p>	<p>本市では、おおむね6～7年ごとに定期的な線引き見直しを行っており、最新の都市計画基礎調査の結果等を踏まえ、今回、当該地の一部斜面地を含んだ区域においても、線引き見直しにおける基本的基準にある「既に市街化区域と同様の水準と認められる区域」と判断し、市街化区域に編入することとしました。</p>
<p>近隣の昔から多くの家屋が建っている住居地を除外した線引きの見直しは、不公平（アンフェア）であり、基準を見直し、早急に都筑区全域で同時の見直しをすべき。 （都筑区東山田町）【2件】</p>	<p>今回の線引き見直しの編入候補地区は、市内の市街化調整区域全域で一律の基準により、線引き見直しにおける基本的基準にある「既に市街化区域と同様の水準と認められる区域」を選定しました。 頂いたご意見は今後の線引き見直しの参考とさせていただきます。</p>
<p>舞岡駅周辺の地区について、主に近隣の大学通学用のバス乗降場等を整備し、戸塚駅東口のバス乗降場の混雑を緩和するため、市街化区域に編入することを提案する。</p>	<p>周辺を含めた一体の区域の土地利用状況等を精査しましたが、線引き見直しにおける基本的基準にある「既に市街化区域と同様の水準と認められる区域」とはいえないため、都市計画市素案においても市街化調整区域のままとしました。 頂いたご意見については、関係部署に共有します。</p>

### 3 意見募集対象以外の意見【8件】

意見の要旨	市の考え方
<p>特定の地区において、住民の高齢化が進んでおり、あと数年のうちに町内会の存続が不可能になると思われる。</p> <p>当該地区では、かつて鉄道駅を設置する計画があったが、一部の住民の反対により中止になった経緯がある。</p> <p>近隣には市営の団地もあり、交通が便利になる利点は計り知れないため、駅だけでも作るよう検討してほしい。</p> <p>(泉区和泉町、上飯田町)</p>	<p>今回の意見募集の内容に直接関係するものではありませんが、頂いたご意見については、鉄道会社と共有いたします。</p>
<p>第一種低層住居専用地域で、介護施設の建設が進められている。</p> <p>近隣住民からみて違和感のある立地だが、建築基準法等では、住居として介護施設を建設することが認められており、疑問を持っている。</p>	<p>今回の意見募集の内容に直接関係するものではありませんが、頂いたご意見については、関係部署と共有いたします。</p>
<p>「ふるさと納税制度」で横浜市は200億円以上の税収減を被っている。</p> <p>横浜市は、この交付金政策に対し、率先して異議を申し立て、自治体の現状に見合った適正な交付金の配分を国に対して要求すべき。</p>	<p>今回の意見募集の内容に直接関係するものではありませんが、頂いたご意見については、関係部署と共有いたします。</p>
<p>災害防止や災害時の都市機能確保については整開保に記載されているが、「自然災害」に対するものだけで、人為的災害である「武力攻撃＝戦争災害」については触れられていない。</p> <p>横浜が戦場になった場合の対応も想定すべき。</p>	<p>都市計画の基本方針である整開保では、様々な自然災害を対象とした都市防災に関する土地利用の方針等を定めています。</p> <p>ご意見をいただいた武力攻撃事態への対応等については、国民保護法等に基づき本市が作成している横浜市国民保護計画に記載しています。</p>
<p>横浜市国民保護計画に「我が国の平和を維持し、武力攻撃の発生を未然に防ぎ、国民の安全を確保するためには、平素の外交努力が重要である。」と記載されていることに鑑み、米軍基地(ノースドック)の増強をはじめ、軍備拡張を認めている矛盾について、政府に厳重抗議すべき。</p>	<p>今回の意見募集の内容に直接関係するものではありませんが、頂いたご意見については、関係部署と共有いたします。</p>
<p>横浜市においては、市民の森の指定や樹林地の買取りなど、緑地保全の取組が進められているが、実態として保全・整備が行き届いていない。</p> <p>自宅近隣にある市民の森では、大雨と台風により多数の崖崩れが発生したにも関わらず、予算や人手が足りず、一部しか対応されていなかった。</p> <p>横浜みどり税の本来の目的に沿った緑地保全策を早急に実行すべき。</p>	<p>整開保の15頁「3(4)自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」に記載している具体的な取組や都市計画制度の活用等により、緑地の保全や整備を図っていきます。</p> <p>頂いたご意見については、関係部署と共有いたします。</p>

都市計画マスタープランに関する意見	今回の意見募集の内容に直接関係するものではありませんが、頂いたご意見については、関係部署に共有します。
市街化区域への編入を機に検討してほしい要望事項について	